

韓国当局プレスリリース 2019.10.27 付

以下、機械翻訳などによる仮訳

野生イノシシに対するアフリカ豚コレラの強化された緊急対策の推進

(環境部プレスリリース)

<http://www.me.go.kr/home/web/board/read.do?boardMasterId=1&boardId=1068915&menuId=286>

(農林畜産食品部プレスリリース)

<http://www.mafra.go.kr/mafra/293/subview.do?enc=Zm5jdDF8QE8JTJGYmJzJTJGbWFmcmElMkY2OCUyRjMyMTgwOSUyRmFydGNsVmllldy5kbyUzRg%3D%3D>

【小見出し】

警戒地域におけるイノシシ移動遮断のための東西広域フェンス推進

10月28日から緩衝地域の5つの市郡の戦略的銃器捕獲許可

【本文】

中央事故収拾本部はアフリカ豚コレラ（ASF）の拡散を遮断するために強化された緊急対策を発表した。これは民間人統制線近隣の野生イノシシでアフリカ豚コレラが継続して発生したためイノシシの移動によるウイルスの拡散の可能性を根本的に遮断するために今年10月13日に発表した緊急対策をより強化したものである。

今回の強化案は、イノシシのアフリカ豚コレラ発生が民間人統制線近くに限られており、養豚農家では10月9日以降、追加発生がなく、11月以降、イノシシ繁殖期とそれに応じた移動性が高まる恐れがあるということ等、様々な状況変化と環境を総合的に考慮して設定された。

緊急対策強化策の主な内容は以下の通りである。

第一に警戒地域でのウイルス拡散の可能性に備え、イノシシの南下と東進を遮断できる広域フェンスを坡州から高城まで東西を横断して構築することとした。これまでは、感染個体を発生地点に孤立させるため、半径3キロ前後の局地的なフェンスを2段設置しているが、警戒地域一帯にアフリカ豚コレラが拡大している可能性と長引く場合に備える必要性によるもの。

広域フェンスは警戒地域を4つの圏域に分けてアフリカ豚コレラが発生した「坡州・漣川」、「鉄原東部」圏域とその間の「鉄原西部」圏域など3つの圏域については、遅くとも本年11月中旬までにまず設置して、それ以降、残りの「江原道東北部（華川・楊口・麟蹄・高

城)」地域も設置に入る計画。

広域フェンスは臨津江、漢灘江と幹線道路などの地形地物と道路周辺の野生動物誘導柵などを最大限活用し、施設設置は最小化・加速化し、イノシシの移動を効果的に遮断する計画。

※優先的に設置される3つの圏域の場合、約200kmの対象区間のうち、河川、道路など地形地物活用区間を除けば約100kmの区間に設置の必要性が予想される。

第二に、これまでイノシシに対する銃器捕獲が禁止された緩衝地域*の5市郡の場合、10月28日からイノシシを南から北へ追い込む方式で銃器捕獲を許可する。

*（緩衝地域5市郡）抱川、楊州、東豆川、高陽、華川

養豚農家で追加的なアフリカ豚コレラの発生がない中でウイルス潜伏期終了の時期が近づくとつれ、イノシシの移動性が増す繁殖期に先立って個体数を減らし、農家の不安を解消するため、これまでの銃器捕獲禁止*を解き戦略的銃器捕獲を推進することとした。

*養豚農家でアフリカ豚コレラが発生（9.16）して以来、周辺のイノシシが感染した可能性に備えて発生市郡と隣接した5市郡を緩衝地域に設定し、銃の捕獲を禁止し、捕獲檻、捕獲トラップを集中的に設置

緩衝地域内での銃器捕獲は南側養豚農家周辺から始め、北側にある養豚農家で順次行われ、緩衝地域の銃器捕獲の過程でイノシシが南下しないように後方の1次遮断地域に先に集中的な銃の捕獲を行っている（10.26～）。

銃器捕獲過程ではイノシシの移動誘発を最小化するために照準射撃、えさ誘引方式、狩猟犬投入最小化などを適用して、猟師や車両など投入人員・装備に対する消毒にも万全を期す計画。

あわせて、この10月26日から1次遮断地域から集中捕獲が進むことにより銃器事故の予防などのための文字通知、垂れ幕、町内放送など地域住民に対する広報も推進されている。

11月3日からは警戒地域北端に位置する1次遮断地域を緩衝地域北端に引き上げ、発生地域と緩衝地域の間には阻止線を確保した後、緩衝地域の銃器捕獲活動をより拡大する計画であり、この場合にも南から北への捕獲などの基本原則が維持される。

第三に、発生地域*については感染地点周辺のイノシシ移動を阻止する2次フェンス設置を最大限繰り上げて11月6日までに完了した後、制限的な銃器捕獲を推進する。

*（発生地域）江華、金浦、坡州、漣川、鉄原

これまでの間、発生地域では銃器の捕獲を禁止して、捕獲檻と捕獲トラップを設置してきたが、養豚農家の殺処分が完了した状況で2回目のフェンスが設置されればアフリカ豚コレラの拡散の憂慮が大幅に低下すると見て11月7日から制限的銃器捕獲を推進する予定。

※（1次フェンス：漣川4、鉄原1、坡州1の6か所設置完了（10.17～24）

（2次フェンス：漣川3、鉄原1、坡州1の5か所設置（10.23～11.6の予定）

銃器捕獲は集中狩猟地域*の外側から内側の順に狩猟犬制限、狙撃方式の適用など、イノシシの攪乱を最小化する方式で許容するものの、

*「野生イノシシアフリカ豚コレラ標準行動指針」上発生地点を含む約 300 平方キロメートルの面積の区間

アフリカ豚コレラ発生状況を基に、専門家及び関係機関の意見を集約し、別途の詳細な捕獲案をまとめ、実施する計画。

一方、アフリカ豚コレラ発生地点を除いて行われた民統線内の官民軍合同捕獲は 2 次フェンス設置により全面的に許容するものの、従来と一緒にイノシシの移動の誘発を最小化する方式で実施する計画。

あわせてウイルスの拡散の原因となる恐れのあるイノシシへい死体を早期に発見して適正処理するため、10 月 28 日から環境部・山林庁合同で 3 週間、毎日 440 人*規模の詳細捜索チームを発生地域に集中投入してイノシシへい死体を詳細に捜索する計画。

*環境部 92 人、山林庁 348 人

一方、農林畜産食品部はアフリカ豚コレラが楊州、東豆川、抱川、鉄原（飼育豚の緩衝地域）と江原道北部地域に南下したり東進したりしないように防疫措置をより徹底させる計画。

対象地域全体の 363 農家に対するフェンスを点検して、イノシシ忌避剤を積極的に使用して野生イノシシの養豚農場への侵入を遮断する。

また軍除毒車、地方自治体・農協消毒車両などを総動員し、緩衝地域と発生地域間、緩衝地域と京畿南部間の連結道路を大々的に消毒する。

地域内の河川周辺は広域防除機を動員して農場内外・進入路なども一日に 2 回消毒する。

緩衝地域と江原北部を運行する畜産関連車両に対する移動統制措置も引き続き維持し、車両移動による伝播も徹底的に遮断する。

中央事故収拾本部は、毎日の状況点検とともに一線の地方自治体の苦情事項を積極的に解消し、強化された対策を支障なく履行する計画。

緊急対策強化前／後比較表

区分		強化前	強化後
民間人 統制線 以北	DMZ 境界部	<ul style="list-style-type: none"> ● 一部地域官民軍合同捕獲 <ul style="list-style-type: none"> － 感染地点と隣接する坡州・漣川、鉄原・華川一部地域は除く 	<ul style="list-style-type: none"> ● 全地域合同捕獲 <ul style="list-style-type: none"> － 感染ポイント隣接地域も2次フェンス完了後銃捕獲
発生 地域	江華 金浦 坡州 漣川 鉄原	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染部周辺にフェンス設置 <ul style="list-style-type: none"> － 2段(1次:半径1.3km、2次:半径3km以内)設置 (新設) 	(左同)
		<ul style="list-style-type: none"> ● 捕獲枠・トラップのみ(専用)、銃捕獲禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ● 東-西広域フェンス設置 <ul style="list-style-type: none"> － i)坡州・漣川、ii)鉄原西部、iii)鉄原東部、iv)江原東北部 計4つの圏域 ● 捕獲枠・トラップと並行して、銃器捕獲制限的許容 <ul style="list-style-type: none"> － 別の詳細な捕獲計画
		<ul style="list-style-type: none"> ● 環境部中心でへい死体予察<small>(注)</small> <ul style="list-style-type: none"> － 初期22人→92人拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境省-山林庁(山火事消防隊)合同へい死体詳細調査<small>(注)</small> <ul style="list-style-type: none"> － 計440人規模:環境部92人、山林庁348人
緩衝 地域	高陽 楊州 抱川 東豆川 華川	<ul style="list-style-type: none"> ● 捕獲枠・トラップ(専用)、銃器捕獲禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ● 捕獲枠・トラップと並行して銃器捕獲を戦略的に許容 <ul style="list-style-type: none"> i)最南端(現行1次遮断地域)銃器捕獲開始 ii)南から北方向へ順次拡大(農家周辺→全域)
警戒 地域	議政府 南楊州 加平 春川 楊口 麟蹄 高城	<ul style="list-style-type: none"> ● (1次遮断)緩衝地域-警戒地域接続部 <ul style="list-style-type: none"> － 市郡行政区域基準 － 集中的銃器捕獲 	<ul style="list-style-type: none"> ● (1次遮断)発生地域-緩衝地域接続部上方 <ul style="list-style-type: none"> － 道路・地形の基準 － 集中的銃捕獲
		<ul style="list-style-type: none"> ● (2次遮断)警戒地域下段幅2キロ <ul style="list-style-type: none"> － 集中的銃器捕獲 	(左同)
		<ul style="list-style-type: none"> ● (警戒地域内)捕獲団の拡大、無料狩猟場の開設など <ul style="list-style-type: none"> － ただし議政府は無料狩猟場除外(都市部) 	(左同)
その他		<ul style="list-style-type: none"> ● 事前捕獲措置 <ul style="list-style-type: none"> － 被害届がなくても捕獲 	(左同)

注：国立公園一帯31人を含む場合、既存の123人→強化471人

質疑応答

1.江原北部の場合、広域フェンス設置以降に従来の警戒地域と1次遮断地域をどのように運用するのか？

広域フェンス設置以後には、広域フェンス設置位置を基準として警戒地域、遮断地域などイノシシ管理地域及び地域別管理方案を再調整する計画である。

2.捕獲したイノシシに対する自己消費は可能か？自家消費を禁止するとすれば、捕獲したイノシシの死体はどのように処理すればよいのか？

自己消費により感染した個体が流通する可能性を低減するため、原則として全地域の自己消費禁止措置を推進中であり、現在の発生・緩衝地域（10市郡）自家消費禁止措置中（10.3～）

他の地域については自家消費を優先的に禁止するものの（10.28）、今後、捕獲褒賞金などの支払いが確定した場合、自家消費禁止の施行日から遡って適用する予定（別途文書通知時まで）

自家消費禁止に伴い、捕獲したイノシシの死体は市郡別に別途の死体処理班を構成・運営するようにして「野生イノシシアフリカ豚コレラ標準行動指針」と野生イノシシ死体処理要領（10.25）による死体処理方法により処理するようにする計画。

*埋却、焼却、FRP貯蔵槽の活用、レンダリング等